

特別加入保険料率

(平成30年4月1日改定)

一人親方等の保険料率(第二種特別加入保険料率)

(単位:1/1,000)

		改定後の料率	現行料率	変化
特1	個人タクシー、個人貨物運送業者	12	13	↓
特2	建設業の一人親方	18	19	↓
特3	漁船による自営業者	45	46	↓
特4	林業の一人親方	52	52	
特5	医薬品の配置販売業者	7	7	
特6	再生資源取扱業者	14	14	
特7	船員法第一条に規定する船員が行う事業	48	49	↓
特8	指定農業機械従事者	3	3	
特9	職場適応訓練受講者	3	3	
特10	金属等の加工、洋食器加工作業	15	16	↓
特11	履物等の加工の作業	6	7	↓
特12	陶磁器製造の作業	17	17	
特13	動力機械による作業	3	4	↓
特14	仏壇、食器の加工の作業	18	18	
特15	事業主団体等委託訓練従事者	3	3	
特16	特定農作業従事者	9	9	
特17	労働組合等常勤役員	3	4	↓
特18	介護作業従事者	5	6	↓

海外労働者(第三種特別加入保険料率)

(据え置き)

海外で行われる事業に派遣される労働者	3	3	
--------------------	---	---	--